

指定就労継続支援 A 型事業 ほまれの家

## 重要事項説明書

この重要事項説明書は 株式会社グリア ほまれの家 立山店 が提供する指定就労継続 A 型事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 7 6 条及び第 7 7 条並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

### 1. 事業者の概要

経営事業者の名称	株式会社グリア ほまれの家 立山店
会社所在地	富山県中新川郡立山町利田 672 番地 12
会社種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 金岡さち子
電話番号	076-463-2311

### 2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	就労継続支援 A 型（平成 29 年 10 月 5 日指定）
事業の目的	株式会社グリア（以下「事業者」という。）が設置するほまれの家 立山店（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 A 型（以下「指定就労継続支援 A 型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 A 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 A 型の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	ほまれの家 立山店
指定事業所番号	1611600246
管理者の名称	株式会社グリア ほまれの家立山店 中嶋 範子
施設管理者	中嶋 範子（サービス管理責任者）
事業所の所在地	富山県中新川郡立山町利田 672 番地 12
電話番号・FAX 番号	電話番号：076-463-2311 FAX 番号：076-482-5614
運営方針	当事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。  指定就労継続支援 A 型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービ

	<p>ス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「富山市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援 A 型を実施するものとする。</p>
開設年月日	平成 29 年 10 月 5 日
定員	就労継続支援 A 型事業所（20 名）
通常の事業の実施地域	立山町・富山市
営業日及び営業時間	<p>営業日：月曜日から金曜日、会社カレンダーによる土曜日、日曜日、祝日とする。ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。</p> <p>営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分</p>
サービス提供日及びサービス提供時間	<p>サービス提供日：月曜日から金曜日、会社カレンダーによる土曜日、日曜日、祝日とする。ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。</p> <p>サービス提供時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分</p>
主たる対象者	<p>(1) 身体障害者（18 歳未満の者を除く 65 歳まで）</p> <p>(2) 知的障害者（18 歳未満の者を除く 65 歳まで）</p> <p>(3) 精神障害者（18 歳未満の者を除く 65 歳まで）</p> <p>(4) 難病等対象者（18 歳未満の者を除く 65 歳まで）</p>

### 3. 施設

建物	構造	木造 2 階建て
	延べ床面積	610.57 m <sup>2</sup>
	利用定員	就労継続支援 A 型事業所（20 名）
敷地面積		550.36 m <sup>2</sup>

### 4. 主な設備

設備の種類	室数	面積等
作業室兼休憩室	1	67.25 m <sup>2</sup> （応接セット等）有
相談室	1	7.25 m <sup>2</sup>

5. 職員体制等について

職 種	職 務 内 容	人員数
管理 者	<p>管理者は、職員の管理、指定就労継続支援A型の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援A型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤兼務 1名
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	<p>(1)適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画の原案を作成します。</p> <p>(3)就労継続支援A型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援A型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4)就労継続支援A型計画作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就労継続支援A型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型計画を変更します。</p> <p>(5)利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6)利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7)他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>	常勤兼務 1名

職業指導員	職業指導員は、施設利用している身体障害者や知的障害者が、社会復帰・職業的自立を果たせるように技術指導などの援助を行います。	2名以上 (常勤職員 1名以上)
生活支援員	生活支援員は、援助技術を活用し、利用者に直接かかわりながら目立の支援を行います。また、施設内作業の指導や各種行事の立案・実行、さらには保護者、関係機関との調整などを行います。	1名以上

## 6. サービスの内容

### (1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。</li> <li>・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</li> </ul>
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)</li> </ul>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。</li> </ul>
実習及び求職活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。</li> </ul>
生産活動の機会の提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 軽作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・袋詰、箱詰、縫製作業、ラベル貼り等</li> </ul> </li> <li>② 介護施設受託作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドメイク、清掃業務、食器洗い等</li> </ul> </li> <li>③ ホテル客室清掃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドメイク、清掃業務等</li> </ul> </li> <li>④ 農作物の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の育成、農福連携イベントへの参加</li> </ul> </li> <li>⑤ その他受託作業</li> </ol> <p>※ 雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとします。</p> <p>※ 雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は、</p>

	当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとします。
就労支援	・社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。

## (2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 12時～13時 (作業により時間の変動あり)(給与天引き)	1食 500～600円
創作的活動及び利用者本人活動 (教養娯楽活動)	利用者主体による活動としての自治会活動を支援しています。 教養娯楽の活動が主で、それに係わる費用 (例) 所外活動に係わる交通費、入場料、イベントの費用 等	実費負担
就労支援の必要な諸経費	就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適当であるもの。	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日常生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
送迎サービス	自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。	0円

### 【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)は事業者が負担致します。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

サービス利用料	6,760 円／日
利用者負担額（サービス利用料の 10%） ※自己負担分は事業所が負担	676 円／日
ご負担額	0 円

(2) 訓練等給付費等**対象外**サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

8. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務は平日の10時～17時までです。

複写については、実費料金が必要となります。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

## 10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険会社
- (2) 損害保険の種類 賠償責任保険（超ビジネス保険）

## 11. 要望・苦情等及び、虐待防止・身体拘束等の適正化、ハラスメント防止について

### (1) 要望・苦情等

当事業所 ご利用相談窓口	解決責任者 金岡 さち子 窓口担当者 中嶋 範子 ご利用時間 8時30分～17時30分 （事業者が指定する一部土曜日、国民の祝日、お盆、 12月31日～1月3日までを除く。） 電話番号 076-463-2311 担当者が不在の場合は、他の職員までお申し出下さい。
公的機関 ご利用相談窓口	富山県福祉サービス運営適正委員会 〒930-0094 富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2階 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 内 電話番号 076-432-3280 FAX 076-432-6532

### (2) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	サービス管理責任者 中嶋 範子
-------------	-----------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

### (3) 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置等をします。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

#### (4) 職場におけるハラスメント防止対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

#### 1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 三医会 大日橋クリニック
所在地	富山市大島3丁目174-1
電話番号	076-491-7800
診療科	内科、老年内科
入院設備	無し

#### 1 3. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応致します。
平時の訓練	別途定める消防計画により年1回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	消火器 1台 ・ 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯
保険加入	賠償責任保険：東京海上日動火災保険会社

#### 1 4. 当事業所ご利用に際に留意いただく事項

設備・器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内での飲酒は禁止です。 喫煙は決められた場所で、休憩時間をお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
利用者同士のトラブル	利用者同士の個人的トラブルに関しては、当社は責任を負いません。 また、施設内での金銭の貸し借りは一切禁じます。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。

指定就労継続支援 A 型の提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地： 富山県中新川郡立山町利田 672 番地 12

法人名： 株式会社グリア

代表者： 代表取締役 金岡 さち子

事業所名： ほまれの家 立山店

説明者： サービス管理責任者 中嶋 範子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援 A 型の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_